

## つくばみらい市市道の構造の技術的基準を定める条例（案）の概要

### 1 条例制定の背景

道路の構造の技術的基準については、これまで国が定めた基準を自治体に義務付けてきたところですが、地方自治体の自主性を強化し自由度の拡大を図るために制定された、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）により、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）の一部が改正され、地域の実情に応じて、道路の構造の技術的基準を条例で制定することとされたことから、その基準を定めるため条例を整備するものです。

### 2 条例制定の目的

法第30条第3項の規定により、本市が管理する市道について、新設又は改築を行う際の、道路の構造の技術的基準を定めることを目的とするものです。

なお、条例の制定にあたっては、道路構造令（昭和45年政令第320号）で定める基準を参酌して定めるものです。

### 3 施行期日 平成25年4月1日施行予定

### 4 条例における基本的事項

#### 第1条（趣旨）

市が管理する市道の構造の技術的基準について、必要な事項を定めることを趣旨としている。

#### 第2条（用語）

この条例における用語の定義を規定する。

#### 第3条（道路の区分）

この条例における道路の区分を規定する。

#### 第4条（車線等）

道路の構成並びに車線の数及び幅員の基準を規定する。

#### 第5条（車線の分離等）

車線の往復の方向別への分離及び中央帯の構造等の基準を規定する。

#### 第6条（路肩）

道路に接続する路肩の設置及び幅員の基準を規定する。

#### 第7条（停車帯）

第4種の道路における停車の用に供する停車帯の設置及び幅員の基準を規定する。

#### 第8条（自転車道）

自動車及び自転車の交通量の多い第3種又は第4種の道路における自転車道の設置及び幅員の基準を規定する。

#### 第9条（自転車歩行者道）

自動車の交通量が多い第3種又は第4種の自転車歩行者道の設置及び幅員の基準を規定する。

#### 第10条（歩道）

歩道の設置及び幅員の基準を規定する。

第11条（歩行者の滞留の用に供する部分）

歩行者又は自転車の安全かつ円滑な交通を確保するための、歩行者の滞留の用に供する部分の設置の基準を規定する。

第12条（植樹帯）

道路における植樹帯の設置及び幅員等の基準を規定する。

第13条（設計速度）

道路の区分に応じた設計速度の基準を規定する。

第14条（車道の屈曲部）

車道の屈曲部を曲線形とすることを規定する。

第15条（曲線半径）

車道屈曲部の中心線の曲線半径の基準を規定する。

第16条（曲線部の片勾配）

曲線部における片勾配の基準を規定する。

第17条（曲線部の車線等の拡幅）

車道の曲線部において、設計車両及び曲線半径に応じ、曲線部の車線等の拡幅を行うことを規定する。

第18条（緩和区間）

屈曲部における緩和区間の設置及び長さの基準を規定する。

第19条（視距等）

設計速度に応じた視距を確保することを規定する。

第20条（縦断勾配）

道路の区分及び設計速度に応じた縦断勾配の基準を規定する。

第21条（縦断曲線）

車道の縦断曲線の設置及び半径等の基準を規定する。

第22条（舗装）

道路の舗装に関する基準を規定する。

第23条（横断勾配）

道路の横断勾配に関する基準を規定する。

第24条（合成勾配）

道路の合成勾配に関する基準を規定する。

第25条（排水施設）

道路に排水施設を設置することを規定する。

第26条（平面交差又は接続）

道路の平面交差又は接続に関する基準を規定する。

第27条（立体交差）

道路の立体交差に関する基準を規定する。

第28条（鉄道等との平面交差）

道路と鉄道が同一平面で交差する際の基準を規定する。

第29条（待避所）

待避所の設置の基準を規定する。

第30条（交通安全施設）

交通事故の防止を図るために交通安全施設を設置することを規定する。

第31条（凸部、狭窄部等）

自動車を減速させ、歩行者又は自転車の安全な通行を確保するために凸部、狭窄部等を設置することを規定する。

第32条（乗合自動車の停留所に設ける交通島）

乗合自動車の停留所に乗降の用に供する交通島を設置することを規定する。

第33条（自動車駐車場等）

安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため、自動車駐車場を設置することを規定する。

第34条（防護施設）

交通に支障を及ぼす場合等に、防護施設を設置することを規定する。

第35条（トンネル）

トンネルに関する基準を規定する。

第36条（橋等）

橋等の構造の基準を規定する。

第37条（附帯工事の特例）

道路の附帯工事の特例について規定する。

第38条（小区間改築の場合の特例）

道路の小区間改築を実施する際の特例について規定する。

第39条（自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路）

自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の幅員等の基準を規定する。

第40条（歩行者専用道路）

歩行者専用道路の幅員等の規定をする。

附 則

この条例の施行期日を規定する。